

「山田みらい奨学金」募集要項

公益財団法人山田昇記念財団

1. 募集受付期間

2024年8月20日～10月15日

2. 対象者

群馬県内の児童養護施設で生活している者又は退所した者で高等学校卒業後、2025年に大学・短期大学・専門学校等へ進学を予定している者。

3. 給付方法

給付型奨学金

4. 奨学金給付額

- (1) 対象となった学生へ、月額5万円、年間60万円。15名程度。
- (2) 他の助成金との併給は支障ありません。
- (3) 学業が不良のとき、また不適切な行為があった場合は、給付停止となる場合があります。

5. 奨学金の給付

4月・7月・10月・1月の年4回、各月の月末に本人名義の指定口座へ直接振り込みになります。

6. 毎年度の提出

- (1) 学年末に「課題の作文」及び生活状況を提出してください。
- (2) 1年生の10月から、毎年4月・10月の月末までに成績証明書及び在学証明書を当財団あてに郵送してください。

7. 奨学生の報告の義務

下記の事由に該当したときは当財団へ届け出ること。

- (1) 休学するとき
- (2) 復学するとき
- (3) 大学・短大・専門学校等より停学処分を受けたとき
- (4) 学籍を失ったとき
- (5) 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき

- (6) 他の大学や学部等に転学・編入学・転学部することが決まったとき
- (7) 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- (8) 当財団に報告した情報等（氏名、住所、電話番号、振込口座等）に変更があったとき

8. 奨学金の支給の休止

下記の事由に該当したときは、奨学金の給付を休止します。
「休止」とは奨学金の支給時期を延期することをいいます。

- (1) 休学したとき
- (2) 長期にわたり欠席したとき
- (3) 学業又は操行の状況が悪いとき

9. 奨学金の支給の停止

下記の事由に該当したときは、奨学金の給付を停止します。
「停止」とは奨学金を支給しないことをいいます。

- (1) 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 奨学金を不適切に流出したり支出したとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 「6. 毎年度の提出」において定める提出物を適切に提出されなかったとき
- (7) その他「10. 奨学生の資格喪失」において定める事由に該当し、当財団の奨学生としての資格を失ったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- (1) 停学となったとき
- (2) 学籍を失ったとき（転学・編入学を除く）
- (3) 奨学生自身が努力を怠ったことなど本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (4) 奨学生より辞退の申し出があったとき
- (5) 奨学金の給付一時停止後、当財団が提示する停止解除の要件を奨学

生が適切に満たさなかったとき

- (6) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (7) 反社会的勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. 申請書の提出

申込みは、当財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当財団事務局宛に、郵送にてご送付願います。

提出期限 2024年10月15日 事務局着まで

※期日を過ぎた場合、受付出来ない場合がございます。

(申請書は当財団ホームページからダウンロードできます。)

提出書類 ・ 2025年度奨学金助成申請書

- ・ 合格通知書等のコピー
- ・ その他添付書類

※なお、申請書類等は返却いたしません。

12. 助成の決定と通知

- (1) 当財団の選考委員会が審議を行ない採否を決定いたします
結果については本人及び申込者へ通知します。
- (2) 選考の経過および決定の理由は公表しません。

13. その他

- (1) 当財団の奨学金給付は、大学・短期大学・専門学校等の卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- (2) 奨学金の休止および停止を受けた奨学生のうち、特に悪質と認めた場合は支給した奨学金の一部または全額を返還いただきます。
- (3) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一奨学金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、奨学金の全額を返還いただきます。

14. 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載されている個人情報については、奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的には利用しません。

15. 問合せ先

公益財団法人山田昇記念財団

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1-1

「山田みらい奨学金」事務局

TEL・FAX : 027-321-2221

メー ル : zaidan@yamada-denki.jp

ホームページ : <https://yamada-noboru.org/>

返済不要
月額5万円

2024年度 山田みらい奨学金

第1期生募集

群馬県内の児童養護施設で生活している者又は退所した者で高等学校卒業後、2025年に大学・短期大学・専門学校等へ進学を予定している者を対象とした奨学金です。

支給期間

大学(4年制)・短期大学・専門学校入学から
正規の最短修業年限まで。

採用人数と応募受付期間

採用人数: 15名程度
受付期間: 2024年8月20日(火)~10月15日(火)

お問合せ先 公益財団法人 山田昇記念財団

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1-1

「山田みらい奨学金」事務局

メール: zaidan@yamada-denki.jp

TEL・FAX: 027-321-2221

ホームページ: <https://yamada-noboru.org/>



山田昇記念財団 検索

こちらのQRコードからもお問合せいただけます



2024年度 山田みらい奨学金(児童養護施設出身者) 募集要項

募集対象者

群馬県内の児童養護施設で生活している者又は退所した者で高等学校卒業後、2025年に大学・短期大学・専門学校等へ進学を予定している者。



給付内容

- (1) 対象となった学生へ、月額5万円、年間60万円。
- (2) 他の助成金との併給は支障ありません。
- (3) 学業が不良のとき、また不適切な行為があった場合は、給付停止となることがあります。

月額
5万円

年額合計
60万円

支給期間と採用人数

支給期間: 大学(4年制)・短期大学・専門学校入学から正規の最短修業年限まで。
採用人数: 15名程度

申請方法

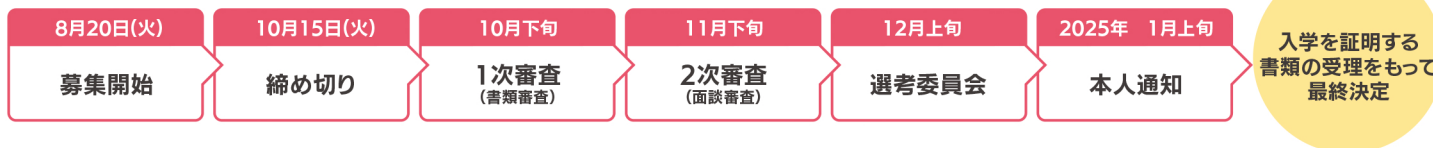
申込みは、当財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当財団事務局宛に、郵送にてご送付願います。

提出期限 2024年10月15日 事務局着まで
※期日を過ぎた場合、受付出来ない場合がございます。
(申請書は当財団ホームページからダウンロードできます。)

提出書類
・2025年度奨学金申請書
・合格通知書等のコピー
・その他添付書類
※なお、申請書類等は返却いたしません。

選考方法及びスケジュール

●スケジュール: 応募受付期間は2024年8月20日(火)～10月15日(火)です。



山田みらい奨学金としてご協力いただきたいこと

下記の事由に該当したときは当財団へ届け出ること。

- (1) 休学するとき
- (2) 復学するとき
- (3) 大学・短大・専門学校等より停学処分を受けたとき
- (4) 学籍を失ったとき
- (5) 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- (6) 他の大学や学部等に転学・編入学・転学部することが決まったとき
- (7) 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- (8) 当財団に報告した情報等(氏名、住所、電話番号、振込口座等)に変更があったとき

